

セイフル ニュースレター

省エネ“なう”通信



2025年11月号

第136号

セイフルの最新情報ははこちらから

www.safulle.co.jp



事業内容: 工業用配管設備工事 / サニタリー配管工事 / 冷暖房空調設備工事 / 防犯設備工事(ISO対象外)
さく井工事 / 衛生設備工事 / 消防設備工事 / LPガス販売事業 / ガス、厨房設備工事 / 家庭用通信機器事業



自治体・消防署の指導強化 消防設備の点検や機器更新の ご相談が増えています



義務づけられる点検の種類と期間

～2022年の食品の工場の火災事故からご相談が増えています～

機器点検

6カ月に1回
実施

1

消防用設備等に付置される非常電源(自家発電設備に限る)。または動力消防ポンプの正常な作動。

2

消防用設備等の適正な配置。損傷等の有無。その他、主として外観から判別できる事項

3

消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項

総合点検

1年に1回
実施

消防用設備等の全部もしくは一部を作動、または使用することにより、総合的な機能を確認するため消防用設備等の種類に応じて実施する点検



消防法第17条に基づき、消防用設備などの設置が義務づけられている防火対象物の関係者(所有者・管理者など)は、その設置された消防用設備などを定期的に点検して、その結果を消防庁または消防署長に報告する義務があります。消防法では、消防用設備などの点検や報告だけでなく、整備を含め、適正な維持管理を実施することを防火対象物の関係者に義務づけています。

省エネ・コスト削減・設備のことなら
何でもお気軽にご相談ください



埼玉県深谷市上野台2423-6
TEL:048-572-2442 FAX:048-572-6840
担当: 棚澤・舞原(たなざわ・まいはら) www.safulle.co.jp



セイフルの消防設備の 点検・工事メニュー



消防用設備点検

消防用設備などの点検報告制度について、消防設備、警報設備、避難設備、消防用水、消火活動上必要な施設の点検及び報告をサポートします。
(機器点検:年1回、総合点検:年1回)



消防設備改修工事

消火器・消火栓設備・スプリンクラー設備・泡消火設備・不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備・自動火災報知設備・火災通報機・避難器具・誘導灯・自家発電設備の設計・施工を行います。

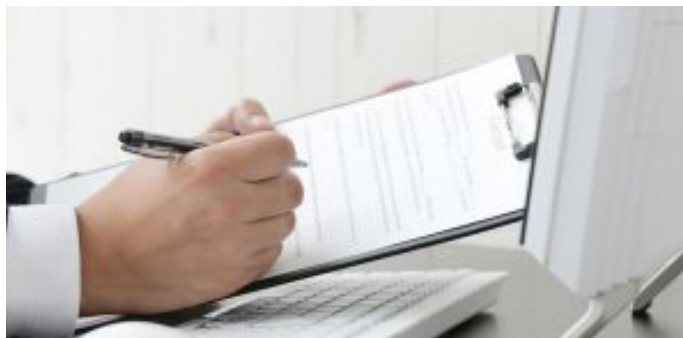


消防書類申請代行



弊社にて各種消防申請書類の代行および作成を行います。

- ◆ 点検結果報告書
- ◆ 訓練時の実施書(訓練通知書)
- ◆ 危険物関係書類ほか



消防・防災用品購入



消防・防災用品の物品販売を行っております。
以下の物品の他にも取り扱いがございます。
お気軽にご相談ください。
消火器・置台・格納箱・住宅用火災報知器・
消火栓ホース・消防標識・看板・消防訓練用品



消防設備の点検・工事はセイフルにご相談下さい!

お客様お問い合わせ記入欄

内容に関して、ご興味がありましたら下記をご記入の上
FAXして頂くか、お電話にてお問い合わせ下さい。

- ☐ 消防設備の点検・工事を相談したい
- ☐ 消防設備の現場調査をお願いしたい

TEL:048-572-2442 FAX:048-572-6840

WEBフォームからも
お問い合わせ頂けます



貴社名:

ご担当者名:

ご住所:

電話番号:

メールアドレス:

@